

福生奈賀市民農園使用者協力会運営規約内規

(役員)

第1条 役員については、別に定める市民農園役員の選任及び設置基準に基づき、選任する。

(共有農具等の使用)

第2条 会員は、共有農具等を使用した場合は、泥等を落とし元の場所に戻す。
また、破損した場合は使用していた会員が責任をもって修復する。

(使用時間)

第3条 福生奈賀市民農園の使用時間は、午前7時30分から日没までとする。

(退会)

第4条 会員は、協力会から禁止事項等で再三注意（概ね三回）を受けたにもかかわらず指示に従わない場合及び二か月間使用区画を放棄した場合は退会とする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から適用する。